

事 務 連 絡

令和6年5月13日

各 都道府県  
指定都市 保育士試験担当 御中

こども家庭庁成育局  
成育基盤企画課保育士対策係

### 令和7年保育士試験について

保育士試験に係る業務につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、保育士試験につきましては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令や「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき実施されているところですが、平成29年の保育士試験（地域限定保育士試験を含む。以下同じ。）より、全ての都道府県で年2回実施されることとなりました。保育人材の確保の観点から、引き続き、保育士試験の年2回実施の推進にご協力をお願いします。

また、令和7年における年2回の保育士試験につきましては、全国的に円滑に実施されるよう、下記の日程にて実施していただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### （1）1回目の試験

筆記試験実施日 令和7年4月19日（土）・20日（日）  
実技試験実施日 令和7年6月29日（日）

#### （2）2回目の試験

筆記試験実施日 令和7年10月18日（土）・19日（日）  
実技試験実施日 令和7年12月7日（日）